

「生活困窮者自立支援法」への対応について

経過

厳しい経済雇用情勢の中、生活に困窮する世帯が増加しており、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、平成 25 年 12 月 6 日「生活困窮者自立支援法」が成立した。
 平成 27 年 4 月 1 日の法施行に向けて、国において準備が進められているところであるが、本市においても生活困窮者支援の課題把握や適正な実施体制の見極め、法施行後の円滑な事業実施に向けた体制準備、及び新制度が本市の実情にも対応した実効性のあるものとなるよう国に対して提言等を行っていくため、平成 26 年 1 月から「生活困窮者自立促進支援モデル事業」に取り組んでいる。

生活困窮者自立支援法に基づく支援メニュー

- ・自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）
- ・就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、及びその他生活困窮者の自立の促進に必要な事業（任意事業）
- ・就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定（必須事業）

モデル事業実施区

西淀川区・東淀川区・西成区（自立相談支援の相談窓口は各区役所内に設置）

モデル実施事業

- ・自立相談支援モデル事業
 生活困窮者に対し就労その他自立に向けた相談支援や、必要な支援を利用するための支援計画の作成を行う。また、関係機関の連携・協議の場を設け、地域のネットワークづくり、社会資源の開発に取り組む。
- ・就労準備支援モデル事業
 直ちに一般就労につくことが難しい対象者に対して、一般就労に向けた基礎能力の形成等、当該対象者の状態に応じた支援を実施する。

実施状況

別紙「モデル事業実施状況（26年1月～2月・3区合計）」のとおり

新たな生活困窮者支援制度のイメージ（厚生労働省資料より）

